

鹿児島工業高等専門学校図書館文献複写規則

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校図書館が受託する文献複写は、この規則の定めるところによる。

(文献複写の原則)

第2条 前条の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限って受託することができる。

(申込み手続)

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の文献複写申込書に必要事項を記入の上、図書館長に提出し、承認を得なければならない。

(料金の納付)

第4条 前条の承認を得た者は、別表の文献複写料金表に定める文献複写料金を支払わなければならない。

2 既納の文献複写料は、いかなる理由があっても還付しない。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年9月16日から施行する。

別表

1 複写経費

文献複写料金表

種別	区分	学内者の場合	学外者の場合
電子複写	A 3版 1枚につき (A 3版以下を含む。)	20円	35円

2 送料 実費

備考1 「学内者の場合」とは、学内者（本校の教職員及び学生をいう。）からの文献複写の申込みを受託する場合をいう。

2 「学外者の場合」とは、学内者以外の者から文献複写の申込みを受託する場合をいう。